

## (建築関係) 労働者確保に要する共通費の契約変更についての運用基準

東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事の本格化に伴い、県内全域において労働者の不足が生じる恐れがあり、不足する労働者を受注者が地域外から調達せざるを得ない場合が想定され、それに要する「労働者に係る宿泊費」、「労働者に係る送迎費」及び「募集及び解散に要する費用」(以下「労働者確保に要する共通費」という。)が、現行の公共建築工事積算基準(岩手県県土整備部制定。以下「積算基準」という。)により算出した労働者確保に要する共通費と乖離が生じる可能性がある。

そこで、受注者が労働者を安定的に確保するために地域外から労働者を調達せざるを得ない場合、それに要する労働者確保に要する共通費に関し、契約締結後に受注者の支出実績を踏まえて契約変更することについて、「(建築関係) 労働者確保に要する共通費の契約変更についての運用基準」(以下「運用基準」という。)として必要な事項を定めるものである。

### 1 対象工事

(1) 運用基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

ア 農林水産部が所管する県営の建築工事(建築物に係る電気及び機械設備工事を含む)であること。

イ 工事施工場所が岩手県内であること。

ウ 工事施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合には、平成25年3月26日以降に当初契約を締結している工事若しくは平成25年3月25日時点で契約中の工事であること(平成25年3月25日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く)。

また、これ以外の地域である場合には、平成25年12月3日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成25年12月2日時点で契約中の工事であること(平成25年12月2日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く)。

### 2 対象となる共通費

(1) 運用基準の対象となる労働者確保に要する共通費は、「共通仮設費(積上)(公共建築工事共通費積算基準(岩手県県土整備部制定)2に規定する共通仮設費率に含まれない内容をいう。以下同じ)のうち仮設建物費及びその他並びに「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次表に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)とする。

項		目	主 な 実 績 変 更 対 象 の 項 目
共通 仮設費	仮設 建物費 (宿舎)	借上費	○ 建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用
		宿泊費	○ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	その他	労働者の送迎に要する費用	○ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料(賃料)、燃料費等を含む)

現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散 に要する費用	○ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
		賃金以外の食 事、通勤費等 に要する費用	○ 労働者の早出、残業時の食事費等（事業主負担分）、食事補助費 ○ 支給した交通費 ・ 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実 交通費用に応じて支給される手当 ・ 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁 に当たる手当

### 3 対象工事及び実績変更対象費の通知

(1) 発注者は、対象工事について、特記仕様書に運用基準の対象工事である旨を明示するものとする。

なお、対象工事のうち次の工事については、当該工事が運用基準の対象工事であること及び設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費を「工事打合簿」（様式-43）により、受注者に通知するものとする。

ア 平成25年12月3日時点で入札契約手続き中の工事については、契約締結後、速やかに通知すること。

イ 平成25年12月2日時点で契約中の工事については、運用基準施行後、速やかに通知すること。

(2) 対象工事について契約変更（契約金額が変更になる契約変更をいう。）を行った場合は、その都度、変更となる実績変更対象費を「工事打合簿」（様式-43）により、受注者に通知するものとする。

### 4 入札時（見積）参考資料への記載

対象工事については、設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費を「入札時（見積）参考資料」に明示する。

### 5 労働者確保に要する共通費の契約変更を請求する意思の通知

(1) 受注者は、3に規定する通知を受けた後、労働者確保に要する共通費の契約変更を請求しようとする場合は、契約変更を請求しようとする実績変更対象費の項目及び内容等を記載した「工事打合簿」（様式-43）により、発注者に通知するものとする。

(2) 受注者は、(1)で提出した内容に変更が生じた場合は、その都度「工事打合簿」（様式-43）により、発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者は、(1)、(2)で提出した内容に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) (1)、(2)の提出期限等については、受注者、発注者協議のうえ定めるものとする。

### 6 労働者確保に要する共通費の契約変更の請求

(1) 受注者は、労働者確保に要する共通費の契約変更を請求する場合は、「労働者確保に係る実績報告書」（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明資料（領収書等、領収書等の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等をいう。以下同じ。）を添付した「工事打合簿」（様式-43）により、発注者と協議するものとする。

(2) (1)の証明資料のうち領収書等については、原本を提出するものとする。また、金額計

算書等については、次の事項が確認できる調書（受領書）等の写しを提出するものとする。

ア 手当等を現金支給している場合は、労働者が押印又は署名（サイン）していることが確認できる資料

イ 手当等を金融機関等の口座振込により支給している場合は、金融機関等の受付印のある振込依頼書（受取書）（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）

(3) (1)の提出期限等については、受注者、発注者協議のうえ定めるものとする。

## 7 実績変更対象費の内容等

(1) 実績変更対象費は「労働者<sup>(注1)</sup>」の確保に要する費用（「社員等従業員<sup>(注2)</sup>」の確保に要する費用は対象外）とし、その内容は次のとおりとする。

注1 労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。  
（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等）

注2 社員等従業員とは、次の事項に該当するものをいう。

- ・ 元請者あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

### ア 借上費

(ア) 対象とする費用は、建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用とする。なお、賃貸契約書に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に要する費用も対象とする。

(イ) 受注者は、様式2-1に(ア)に要した費用等を取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し及び借上げに要した費用の領収書等を添付し、発注者に提出すること。

### イ 宿泊費

(ア) 対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用とする。ただし、1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

(イ) 受注者は、様式2-2に(ア)に要した費用等を取りまとめ、宿泊費に係る領収書等を添付し、発注者に提出すること。

なお、領収書等については、宿泊した労働者ごとに提出すること。

(ウ) 1泊当りの宿泊費の上限額は、消費税率5%の場合は7,428円（税抜き）、消費税率8%の場合は7,222円（税抜き）とする。ただし、受注者と発注者が協議（妥当性を証明する資料を提出すること）し、宿泊費の妥当性を発注者が認めた場合は、上限額を超えることができる。

### ウ 労働者送迎費

(ア) 対象とする費用は、労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料（賃料）、燃料費等を含む）とする。

(イ) マイクロバス等は、受注者が労働者を送迎するために専用到手配したものを対象とする。

(ウ) 自社のマイクロバス等を使用した場合の車両損料は、次式により算出するものとする。

なお、損料単価については、受注者、発注者協議のうえ決定するものとする。なお、決定にあたっては、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準（昭和58年2月28日付け58構改D第147号構造改善局長通知）を参考にすることができる。

$$\text{車両損料額} = \text{走行時間（時間）} \times \text{損料単価（1時間当り）}$$

(エ) 受注者は、様式2-3-1及び様式2-3-2に(ア)に要した費用等を取りまとめ、運転手に支給した賃金等が把握できる調書(受領書)等の写し及び燃料費等に係る領収書等を添付し、発注者に提出すること。

#### エ 募集及び解散に要する費用

(ア) 対象とする費用は、労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当に要した費用とする。

(イ) 受注者は、様式2-4に(ア)に要した費用等を取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書(受領書)等の写し及び労働者の赴任前、帰省時及び解散後の住所又は居所を証明する資料(免許証、社員証等の写し)添付し、発注者に提出すること。

#### オ 賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

(ア) 食事に要する必要

a 対象とする費用は、次の労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)及び食事補助費に要した費用とする。

- ・ 当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業があることを明示している場合
- ・ 当該工事の施工にあたって、受注者、発注者協議により所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

b 受注者は、様式2-5-1にaに要した費用を取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書(受領書)等の写し及び食事に要した費用の領収書等を添付し、発注者に提出すること。

(イ) 通勤等に要する費用

a 対象とする費用は、次の労働者の通勤等に要した費用とする。

- ・ 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・ 遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

b 受注者は、様式2-5-2にaに要した費用を取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書(受領書)等の写しを添付し、発注者に提出すること。

## 8 契約変更額の算出

(1) 発注者は、6に規定する協議があった場合は、その内容について確認・検討を行い、実績変更対象費に積上加算する費用(以下「実績変更対象費(積上加算)」という。)を次のとおり算出するものとする。

ア 共通仮設費（積上）

実績変更対象費（積上加算）は、実績変更対象費に実際に支払った費用のうち、証明資料において確認された費用（以下「支出実績額」という。）とする。

$$\text{実績変更対象費（積上加算）} = \text{支出実績額}$$

支出実績額

= 労働者確保に係る実績報告額（様式1）の共通仮設費の合計金額（ただし、証明書類において確認された金額とする。）

イ 現場管理費

「支出実績額」から、現場管理費に含まれる実績変更対象費を差し引いた費用とする。

$$\text{実績変更対象費（積上加算）} = \text{支出実績額} - \text{実績変更対象費}$$

支出実績額

= 労働者確保に係る実績報告額（様式1）の現場管理費の合計金額（ただし、証明書類において確認された金額とする。）

- (2) 労働者確保に要する共通費の契約変更に係る請負代金の変更額は、(1)で算出した費用を共通仮設費及び現場管理費に加算し得られた設計価格に請負率を乗じた金額に、消費税相当額を加えたものとする。

【参考】 実績変更対象費（積上加算）の算出例

○ 「共通仮設費」の「実績変更対象費（積上加算）」の額の算出

費 目	金 額	備考
支出実績額（共通仮設費分）	3,000,000 円	(①)
実績変更対象費（積上加算）（共通仮設費分）	3,000,000 円	(②) = ①

○ 「現場管理費」の「実績変更対象費（積上加算）」の額の算出

費 目	金 額	備考
支出実績額（現場管理費分）	2,000,000 円	(①)
実績変更対象費（現場管理費分）	1,500,000 円	(②)
実績変更対象費（積上加算）（現場管理費分）	500,000 円	(③) = ① - ②

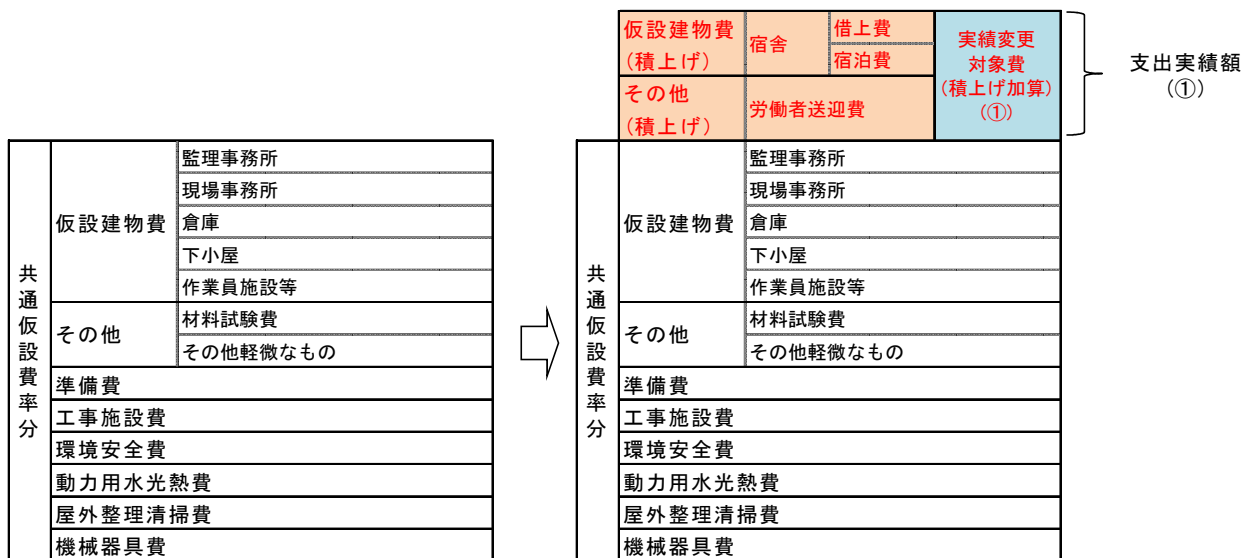
※ 実績変更対象費（積上加算）（現場管理費分）がマイナスとなる場合、実績変更は行わない。

【参考】 実績変更対象費と実績変更対象費（積上加算） 模式図

共通仮設費

【当初設計】

【最終精算変更設計】



注1) 実績変更対象費(積上加算)・ 運用基準により積上げ計上する共通仮設費(宿舍(借上費、宿泊費)、労働者送迎費)

**現場管理費**

【当初設計】

【最終精算変更設計】

現場管理費率分	労務管理費	募集及び解散に要する費用	実績変更対象費 ①
		賃金以外の食事、通勤費等に要する費用	
	慰安、娯楽及び厚生に要する費用		
	作業用具及び作業用被服等の費用		
	安全、衛生費及び研修訓練等に要する費用		
	災害時に事業主が負担する費用		
	租税公課		
	保険料		
	・		
	その他		



現場管理費率分	労務管理費 (積上げ)	募集及び解散に要する費用	実績変更対象費 (積上げ加算) ②
		賃金以外の食事、通勤費等に要する費用	
	実績変更対象費 ①		
	募集及び解散に要する費用		
	賃金以外の食事、通勤費等に要する費用		
	慰安、娯楽及び厚生に要する費用		
	作業用具及び作業用被服等の費用		
	安全、衛生費及び研修訓練等に要する費用		
	災害時に事業主が負担する費用		
	租税公課		
保険料			
・			
その他			

支出実績額  
①+②

- 注1) 実績変更対象費・・・積算基準により求めた現場管理費率で算出した現場管理費のうち、労務管理費に相当する費用
- 注2) 実績変更対象費(積上加算)・運用基準により積上げ計上する現場管理費(労務管理費)

9 契約変更の時期

労働者確保に要する共通費に係る契約変更は、最終精算変更時に行うものとする。

10 注意事項

- (1) 証明資料において必要事項が確認できない等、労働者確保に要する間接費として実際に支払ったことを証明する資料として適切でないと発注者が判断した場合は、契約変更の対象としない。
- (2) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

付 則

- 1 この運用基準は、平成25年3月26日から施行する。

付 則

- 1 この運用基準は、平成25年12月3日から施行する。

付 則

- 1 この運用基準は、平成27年5月1日から施行する。